

津島市一般不妊治療費助成金交付要綱

(目的)

第1条 津島市一般不妊治療費助成金（以下「助成金」という。）は、不妊に悩む夫婦に対し、人工授精に要する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図り、もって、少子化対策の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

2 この要綱において「本人負担額」とは、医療保険各法の適用とはならない人工授精による医療の提供を受けた者が負担すべき額をいう。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は除くものとする。

(対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、夫婦（婚姻が確認できる法律上の夫婦に限る。以下同じ。）であって、産科、婦人科又は産婦人科あるいは泌尿器科又は皮膚泌尿器科を標榜する医療機関（以下「産科等」という。）において不妊症と診断され、人工授精の治療を受けた妻の年齢が43歳未満の夫婦で、申請日において、夫又は妻のいずれか一方又は両方が市内に住所を有するものとする。なお、妻の年齢は人工授精の治療開始時点の年齢をいう。

(支給要件)

第4条 夫婦の前年（1月から5月までの間に申請をする場合にあつては、前々年）の所得の合計額が730万円未満である場合に助成を行う。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条の規定の例による。

(対象とする治療の範囲)

第5条 助成の対象とする治療は、夫又は妻のいずれか一方又は両方が市内に住所を有する期間に産科等において受けた医療保険各法が適用されない人工授精（AID（夫以外の男性からの精子による人工授精をいう。）も含む。）とし、その範囲は次のとおりとする。

- (1) 事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びHIV等感染症検査費用
- (2) 採精（事前採取も含む。）費用

- (3) 精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る。）
 - (4) 精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用
 - (5) 排卵誘発のための HCG 注射等の費用
 - (6) 精子を子宮内に注入するために要する費用
 - (7) 人工授精後、感染予防のため、服用する抗生剤等
- （助成金の額）

第6条 助成金の額は、1組の夫婦につき、人工授精を受けた日の属する年度（3月1日から翌年の2月末日までをいう。以下「助成年度」という。）における第5条に定める治療の範囲で第2条に定める本人負担額の合計額の2分の1に相当する額とし、1の助成年度につき4万5千円を限度とする。ただし、医療保険各法の規定に基づく保険者又は共済組合の規約等の定めるところにより、人工授精に関する任意の給付（「付加給付」という。）がある場合には、当該給付に係る金額を本人負担額から控除するものとする。

2 最初の助成年度における助成期間が12月に満たない者で、当該最初の助成年度に係る助成金の額が4万5千円に満たないものに係る最後の助成年度における助成金の額は、前項の規定にかかわらず、4万5千円から当該4万5千円に満たない額を控除して得た額を超えることができない。

3 助成金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（助成期間）

第7条 助成期間は、助成を開始した診療日の属する月から継続する2年間までとし、愛知県内の他の市町村において受けていたこの要綱と同等な一般不妊治療に関する助成もこれに含むものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その期間を延長又は再設置するものとする。

- (1) 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合、当該中断期間のうち助成のなされなかった月数以内で、助成期間を延長するものとする。
- (2) 助成金の交付を受けた者が挙児を得て、その後更に次の挙児を得るために人工授精を行う場合、助成期間はそこから再び2年間設置するものとする。

（交付の申請）

第8条 助成金の交付を受けようとする者は、津島市一般不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、課税、戸籍等に関する情報を公簿等により所得額、婚姻関係及び住所地在確認できる場合であって、当該情報を確認することについて、申請者が同意する旨の書類を提出するときは、第3号から第5号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 津島市一般不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）
- (2) 人工授精に係る領収書
- (3) 夫婦の婚姻関係を証明する書類
- (4) 夫婦の住所地を証明する書類
- (5) 夫婦の所得額を証明する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、原則として、3月から翌年2月までの診療分について、4月から翌年3月までの間に行うものとする。ただし、助成年度の途中において助成期間が終了し、転出し、出産した場合等においては、助成年度の途中において申請することができる。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類について審査し、当該申請の内容及び金額が適正であると認めたときは、助成金の交付の決定を行うものとする。

2 市長は、助成金の交付を決定したときは津島市一般不妊治療費助成金交付決定通知書（様式第3号）により、助成金を交付しないこととしたときは津島市一般不妊治療費助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知しなければならない。

（助成金の交付）

第10条 市長は、前条の規定による交付の決定及び通知を行った後、遅滞なく、助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第11条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者に助成金に関する申請等について不正な行為があったと認めたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者がいるときは、その者からその助成金の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、平成19年10月1日から施行し、同年7月1日以後に行われた一般不妊治療について適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定に基づき行われた平成24年3月診療分は、改正後の規定にかかわらず、助成対象とする。ただし、助成金の額は、本要綱に規定するもののほか、次のとおり算定する。

(1) 平成24年3月に行われた治療の改正前の津島市一般不妊治療費助成金交付要綱第4条第2項第1号に規定する本人負担額に係る助成金の額は、1組の夫婦につき、本人負担額の合計額の2分の1に相当する額とする。ただし、当該2分の1に相当する額が5千円を超える場合には、5千円とする。

(2) 平成24年3月に行われた治療の改正前の津島市一般不妊治療費助成金交付要綱第4条第2項第2号に規定する本人負担額であって、改正後の津島市一般不妊治療費助成金交付要綱第5条に定める対象とする治療の範囲に含まれない治療分についても、第6条に定める本人負担額の合計額に含めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年3月31日までに人工授精の治療を開始した夫婦のうち、治療開始時の妻の年齢が43歳以上の場合であっても、その治療に係る助成期間（2年間）が終了するまでは、助成対象とするものとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。